

諮問日：令和４年 ７月１５日（諮問乙第１１０号）

答申日：令和８年 ８月１８日（答申乙第８９号）

件 名：教職員の事故報告関係文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第１ 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙１については開示することとし、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

第２ 審査請求に係る経過

- １ 審査請求人は、令和４年３月１４日、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）第１６条第１項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - （１）〇〇〇〇高等学校における〇〇〇〇教諭の事故（以下「本件事故」という。）に関し、〇〇〇〇高等学校が宮城県教育委員会に提出した事故報告書及びこれに関する一切の書類
 - （２）本件事故に際し各教職員が〇〇〇〇高等学校に提出した全ての文書
 - （３）本件事故に関し宮城県教育委員会教職員課が各教職員に聞き取りした際の全ての記録
 - （４）〇〇〇〇教諭の初任者研修の評価に関する全ての文書（平成２９・３０年度）
 - （５）学校のコンプライアンス・チェックの内容及びその報告並びに〇〇〇〇教諭のコンプライアンス・チェックシートの内容及びその報告に関する全ての文書（平成２９～令和２年度の４年度分）
 - （６）スクールカウンセラーが〇〇〇〇教諭に関して記載した全ての記録（〇〇〇〇教諭への指示を含む）
 - （７）保健室日誌の〇〇〇〇教諭に関する全ての記録（平成３１年度～令和２年度）
 - （８）〇〇〇〇高等学校の学校長及び管理職が〇〇〇〇教諭に行った指示、指導、研修等の全ての記録（平成３１年度～令和２年度）
 - （９）〇〇〇〇高等学校の学校長及び管理職が〇〇〇〇教諭に行った指示、指導、研修等の全ての記録（平成３１年度～令和２年度）
 - （１０）〇〇〇〇教諭の在校時間に関する記録簿（平成２９～令和２年度の４年度分）
 - （１１）〇〇〇〇高等学校の学校長が〇〇〇〇教諭に行った職員評価記録（〇〇〇〇教諭に示したものと、宮城県教育委員会に報告したものすべて）（平成２９～

令和２年度の４年度分)

２ 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書(以下「本件行政文書」という。)として次のものを特定した。

- (１) 令和２年１０月２６日に〇〇〇高等学校が提出した事故報告(第一報)
- (２) 令和２年１０月２６日に〇〇〇高等学校が提出した事故報告(第二報)
- (３) 令和２年１０月２９日に〇〇〇高等学校が提出した事故報告(第三報)
- (４) 令和２年１１月５日に〇〇〇高等学校が提出した事故報告(案１)
- (５) 令和２年１１月５日に〇〇〇高等学校が提出した事故報告(案２)
- (６) 令和３年１月１８日に〇〇〇高等学校が提出した事故報告
- (７) 本件事故に際し各教職員が学校に提出した全ての文書
- (８) 本件事故に関し県教委教職員課が各教職員に聞き取りした際の全ての記録
- (９) 平成２９年度における〇〇〇〇教諭の初任者研修の評価に関する文書
- (１０) 平成３０年度における〇〇〇〇教諭の初任者研修(２年目)の評価に関する文書
- (１１) 学校のコンプライアンス・チェックの内容及びその報告並びに〇〇〇〇教諭のコンプライアンス・チェックシートの内容(平成２９～令和２年度の４年度分)
- (１２) スクールカウンセラーが〇〇〇〇教諭に関して記載した記録
- (１３) 保健室日誌の〇〇〇〇教諭に関する全ての記録(平成３１年度～令和２年度)
- (１４) 学校長及び管理職が〇〇〇〇教諭及び〇〇〇〇教諭に行った指示、指導等の記録(令和２年度)
- (１５) 〇〇〇〇教諭の在校時間に関する記録簿(平成２９～令和２年度の４年度分)
- (１６) 学校の学校長が〇〇〇〇教諭に行った職員評価記録(〇〇〇〇教諭に示したもの)(平成２９～令和２年度の４年度分)

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和４年３月２８日付けで審査請求人に通知した。

条例第１８条第１項第２号に該当

本件行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、当該本人以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。

条例第１８条第１項第６号ハに該当

本件行政文書には、学校運営等に関する情報が含まれており、開示することにより、今後の学校運営等の事業に支障が生ずるおそれがあるため。

３ 審査請求人は、令和４年４月１５日、行政不服審査法(平成２６年法律第６８

号) 第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件行政文書のうち、(1) ないし (6)、及び (14) に関する本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件処分の理由及び不当性

(1) 本件処分の理由

実施機関が、本件処分を行った理由は次のとおりである。

ア 条例第18条第1項第2号該当

本件行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、当該本人以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。

イ 条例第18条第1項第6号ハに該当

本件行政文書には、学校運営等に関する情報が含まれており、開示することにより、今後の学校運営等の事業に支障が生ずるおそれがあるため。

(2) 本件処分の不当性

しかしながら、本件行政文書のうち、(1) ないし (6)、及び (14) の不開示とされた部分の全部または一部については、実施機関が挙げる本件処分の理由が妥当せず、本件処分は不当である。

ア ○○○高等学校が提出した事故報告及び事故報告案(以下「事故報告等」という。本件行政文書のうち、(1) ないし (6)) について

事故報告等は、本件事故に関して、○○○高等学校が同校の各教職員に対して、聴き取りを行うなどして作成されたものであり、本件事故の概要や経過などが記載されている文書である。

(ア) 条例第18条第1項第2号該当性について

a 「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報」の該当性

「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報に含まれている当該個人情報の本人以外の個人に関する情報をいうところ、事故報告等の不開示とされた部分には、

本人である〇〇〇〇に関する情報であり、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報」に該当し得ない情報が含まれている可能性がある。そのような情報については、条例第18条第2号に該当しない。

b 条例第18条第1項第2号ただし書イないしハのいずれかに該当すること

(a) 同号ただし書イ該当性

事故報告等の不開示とされた部分の情報が条例第18条第2号に該当するとしても、同号ただし書イに該当する。

「慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等であり、それだけでなく、事実上本人が知り、又は知ることが予定されている情報も含まれていると解される。さらには、「本人」の〇〇は当該本人の地位を包括的に承継しており、〇〇は「本人」と同視しうるので、「本人」には〇〇も含まれると解される。

事故報告等の不開示とされた部分には、本件事故に関する情報が記載されていると考えられるところ、本件事故について〇〇〇〇が知っていることが含まれている可能性がある。また、〇〇〇〇の〇〇である審査請求人が、報告書原案、本件事故調査及び本件事故再調査等によって、本件事故に関して知ったこと、又は知ることが予定されていることが含まれている可能性もある。

そのような情報については、同号ただし書イに該当する。

(b) 同号ただし書ロ該当性

事故報告等の不開示とされた部分記載の情報が条例第18条第2号に該当するとしても、同号ただし書ロに該当する。

当該規定は、開示することにより侵害される当該本人以外の個人の権利利益よりも、当該本人を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るときには、当該本人以外の個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、非開示情報から除くこととしたものである。

本件開示請求は、審査請求人ら〇〇の公務災害にかかる補償を受ける権利を保全しようとするものであり、事故報告等の内容、すなわち本件事故の概要や経過等の情報が明らかにされることにより、同権利が適切に保全される必要性は高く、事故報告等に記載されている情報は「財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であり、同号ただし書ロに該当する。

(c) 同号ただし書ハ該当性

事故報告等の不開示とされた部分の情報が条例第 18 条第 2 号に該当するとしても、同号ただし書ハに該当する。

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定めている。

当該規定は、公務員等といえども、個人としての権利利益を保護される必要がある一方、県の説明責任の観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示情報から除くこととしたものである。

事故報告等の不開示とされた部分には、「公務員」である〇〇〇高等学校の各教職員に係る情報が記載されていると考えられ、本件事故の報告にかかる情報は、各教職員が、それぞれ担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、「職務の遂行に係る情報である」といえる。

したがって、本件事故の報告にかかる情報、並びに各教職員の「職」及び「氏名」の情報は、当該規定によって非開示情報から除かれるべきである。

(イ) 条例第 18 条第 1 項第 6 号ハの該当性について

条例第 18 条第 1 項第 6 号本文は、「県の機関・・・が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの」と定め、同号ハは、「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」と定めている。

実施機関は、本件処分の理由として、学校運営等に関する情報が含まれており、開示することにより、今後の学校運営等の事業に支障が生ずるおそれがあることを挙げているが、条例第 18 条第 1 項第 6 号ハには「学校運営等の事業」という文言はなく、「学校運営等の事業」が「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関」する事務に当たるか否かは慎重に判断されなければならない。

仮に「学校運営等の事業」が「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関」する事務に当たるとしても、事故報告等の内容については、〇〇〇〇及び審査請求人が知っていること、又は知り得ることも含まれていると考えられることから、事故報告等の内容が開示されたとしても、そのことによって、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」が生ずるとはいえない。

事故報告等の不開示とされた部分を開示することは、条例第18条第1項第6号ハの要件には該当しない。

(ウ) 小括

以上の通り、事故報告等の一部を不開示とする本件処分は不当である。

イ 学校長及び管理職が〇〇〇〇教諭及び〇〇〇〇教諭に行った指示、指導等の記録（以下「指示及び指導等の記録」という。本件行政文書のうち、(14)）について

指示及び指導等の記録は、本件事故に至る過程において、〇〇〇高等学校の学校長及び管理職が〇〇〇〇教諭及び〇〇〇〇教諭に行った指示、指導等が記載されている文書である。

(ア) 条例第18条第1項第2号該当性について

a 「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報」の該当性

指示及び指導等の記録の不開示とされた部分には、本人である〇〇〇〇〇〇に関する情報であり、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報」に該当し得ない情報が含まれている可能性がある。そのような情報については、条例第18条第1項第2号に該当しない。

b 条例第18条第1項第2号ただし書イないしハのいずれかに該当すること

(a) 同号ただし書イ該当性

指示及び指導等の記録の不開示とされた部分には、〇〇〇高等学校の学校長及び管理職が〇〇〇〇及び〇〇〇〇教諭に対して行った指示、指導等が記載されていると考えられるところ、〇〇〇〇に対する指示及び指導等については〇〇〇〇が知っており、〇〇〇〇教諭に対する指示及び指導等についても〇〇〇〇が知っていることが含まれている可能性がある。また、学校長及び管理職の〇〇〇〇及び〇〇〇〇教諭に対する指示及び指導等の記録の内容は本件事故に関わる重要な情報と考えられることから、〇〇〇〇の〇〇である審査請求人が、報告書原案、本件事故調査及び本件事故再調査等によって知ったこと、又は知ることが予定されていることも含まれている可能性がある。そのような情報については、同号ただし書イに該当する。

(b) 同号ただし書ロ該当性

事故報告等の不開示とされた部分の情報と同じく、指示及び指導等の記録の不開示とされた部分の情報は、条例第18条第1項

第2号に該当するとしても、同号ただし書ロに該当する。

(c) 同号ただし書ハ該当性

指示及び指導等の記録の不開示とされた部分には、「公務員」である〇〇〇〇高等学校の学校長、管理職、〇〇〇〇及び〇〇〇〇教諭に係る情報、並びに、各教職員が見聞きした、学校長及び管理職の〇〇〇〇及び〇〇〇〇教諭に対する指示及び指導等に関する情報が記載されていると考えられる。学校長及び管理職の〇〇〇〇に対する指示及び指導等、及び〇〇〇〇教諭に対する指示及び指導等の情報は、学校長、管理職及びその他各教職員の担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、「職務の遂行に係る情報である」といえる。

したがって、学校長及び管理職の〇〇〇〇及び〇〇〇〇教諭に対する指示及び指導等にかかる情報、並びに「職」及び「氏名」の情報は、当該規定によって非開示情報から除かれるべきである。

(イ) 条例第18条第1項第6号ハの該当性について

事故報告等の不開示とされた部分を開示することが条例第18条第1項第6号ハの要件には該当しないのと同じく、指示及び指導等の記録の不開示とされた部分を開示することも同号ただし書ハには該当しない。

(ウ) 小括

以上の通り、指示及び指導等の記録の一部を不開示とする本件処分は不当である。

(3) 結論

以上から、本件行政文書のうち、(1) ないし (6)、及び (14) の不開示とされた部分は、条例第18条第1項第2号及び第6号ハに該当しないのであり、仮に同項第2号に該当するとしても同号ただし書イないしハのいずれかに該当するのであるから、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

最後に、条例第18条が原則開示を定めているとおり、実施機関の保有する情報については、できるかぎり開示されなければならない、原因究明の観点からも、本件においては、本件行政文書のうち、(1) ないし (6)、及び (14) の不開示とされた部分について、仮に不開示事由に該当するものがあつたとしても、条例第19条（裁量的開示）の適用により、積極的に開示がなされるのが望ましい。さらにいえば、審査請求人が本件開示請求をする前に、実施機関から、より積極的に、任意開示がなされるのがより望ましかった。

それにもかかわらず、実施機関から積極的な開示がなされず、審査請求

人が本件開示請求をして、さらには審査請求の申立までせざるを得なかったことは極めて遺憾である。

審査請求人らは、本件処分が不当であると考えているが、実施機関に対して、本件行政文書のうち、(1)ないし(6)、及び(14)の不開示とされた部分について、積極的な開示をされるよう改めて期待するとともに、実施機関の積極的な開示により、本件事故の再発防止、及びその前提としての原因究明に向けて一步前進できるものと信じるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求に係る本件処分等の対象となった個人情報について

本件開示請求にかかる16件の本件行政文書は、令和2年10月23日に当時、宮城県〇〇〇高等学校教諭であった〇〇〇〇教諭が自宅にて亡くなったことを受け、学校長から実施機関へ報告された事故報告および所属職員から学校へ提出された文書、本件事故に関して実施機関が行った聞き取り調査の全ての文書、〇〇〇〇教諭の初任者研修の評価に関する文書、学校が行ってきたコンプライアンス・チェックシート(本人分)、スクールカウンセラーとの面談記録、保健室日誌の〇〇〇〇教諭に関して記載した記録、学校長及び管理職が〇〇〇〇教諭及び〇〇〇〇教諭に行った指示・指導等の記録、〇〇〇〇教諭の在校時間に関する記録簿、〇〇〇〇教諭の職員評価記録によって構成されている。

2 具体的な本件処分の理由

(1) 条例18条第1項第2号の適用について

本件行政文書には、〇〇〇〇教諭に係る本人への開示を予定していない評価や管理職を含む教職員等の氏名、心情、行動、言動、指導、相談内容等が記載されており、これらの情報は、開示対象となり得る「職務の遂行に係る情報」には該当しないものと判断した。また、これらの情報は個人の私見に基づく表現が記録されており、開示することにより、特定の個人を識別され、個人の内面性までもがつまびらかにされるなど、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該記録部分を非開示とする部分開示が妥当と判断した。

(2) 条例18条第1項第6号の適用について

本件行政文書には、〇〇〇〇教諭の自死に関連する事実確認と共に、原因の究明や再発の防止を図るために、学校が職員から聴取した内容や対応の状況、更には生徒に対する教育的な配慮に関する事項が記録されており、当該部分を非開示とする部分開示としたものである。

特に原因の究明や再発防止を講ずるためには、個々人の個人的な見解を含め、職員から詳細な情報を得る必要があるが、事情聴取の内容等を開示することにより、人に見られることをおそれて発言を躊躇し、調査等に対して十

分な協力が得られなくなるなど、正確な情報を収集することが困難となり、原因の究明や再発防止に向けた調査といった学校運営上の円滑な執行に支障が生じるおそれがあり、かつ将来の同種の調査に対する大きな支障が生ずるおそれがあることから、当該部分を非開示とする部分開示が妥当と判断した。

- (3) 審査請求人の、「教育の現場において本件事故のような悲劇を繰り返さないようにするための再発防止を講じること」、および「再発防止策の実施」といったご意志を尊重しての検討を進めた。審査請求に係る開示決定等の対象となった個人情報の中には、事情聴取者等を開示することにより、人に見られることをおそれて発言を躊躇し、調査等に対して十分な協力をしなくなることが考えられ、正確な情報を収集することが困難となり、調査に支障を来すおそれがある。また、将来の同種の調査に対する大きな支障が生ずるおそれがあるため、部分開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

審議の対象となるのは、第2の2及び第3の1のとおり本件行政文書のうち、(1)から(6)まで、及び(14)である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、実施機関の判断の妥当性について、審議を行った。

なお、当審査会の事務局職員をして実施機関に現時点での開示、非開示の判断を確認させたところ、次のとおり回答があった。

本件処分において開示しないこととした情報のうち、令和7年7月に公表された「宮城県立高等学校におけるパワー・ハラスメント事案の再発防止に関する検証報告書」により、公知の事実となった情報（別紙1の実施機関が開示と判断した部分）については判断を変更して開示する。

したがって、当審査会は、実施機関が現時点において開示と判断した情報について、双方に争いがないものと認められることから、実施機関が非開示を維持した情報についてのみ検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第18条第1項第2号の規定

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

「イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

(2) 条例第18条第1項第6号の規定

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示事由として規定しており、「次に掲げるおそれ」として次のように規定している。

「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、県が設立した地方独立行政法人又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害

するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

ヘ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

(3) 非開示情報の該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、当該文書には、「管理職を含む教職員等の氏名、行動及び電話番号に関する情報」、「〇〇〇〇教諭に関する評価等に関する情報」、「〇〇〇〇教諭の自死事故への対応方針に係る学校内部での検討等に関する情報」及び「〇〇〇〇高等学校の教職員が作成した〇〇〇〇教諭の自死事故に関する顛末書及び事故についての校長所見」が記載されている。

なお、審査請求人は、令和3年3月に実施機関が作成した「〇〇〇〇高等学校事故調査報告書（原案）」（以下「報告書（原案）」という。）を審査請求申立書に添付している。報告書（原案）は、前述の令和7年7月に公表された「宮城県立高等学校におけるパワー・ハラスメント事案の再発防止に関する検証報告書」の原案となったものと思料されるが、その内容は本件行政文書に記載されている情報と重複するものが多数散見される。報告書（原案）の内容を審査請求人が了知している以上、実施機関が非開示とした情報のうち、報告書（原案）に記載されている情報は、条例第18条第1項第2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとともに、同項第6号で規定する非開示情報にも該当しないため、開示すべきであると判断した。

ア 管理職を含む教職員等の氏名、行動及び電話番号に関する情報について

当該情報について、実施機関は、第4の2（1）のとおり開示対象となり得る「職務の遂行に係る情報」には該当しないほか、個人の私見に基づく表現を開示することにより、特定の個人を識別され、個人の内面性までもがつまびらかにされるなど、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第18条第1項第2号に該当するとして、非開示としている。

このため、当該情報について、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」の該当性を以下検討する。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいうものであり、当該情報は当該公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものと解され、通常、公務員等の職、氏名等は、その職務の遂行に係る情報であるときは、開示しなければならないこととされている。

管理職を含む教職員等の職、氏名、行動及び電話番号に関する情報に関して、〇〇〇〇教諭の自死事故に伴い、心のケアを要した〇〇〇〇高等学校の教

職員の職及び氏名については、学校運営の円滑な執行という目的があるとはいえ、真に職務の遂行のみに留まるものではなく、同僚の自死事故によって精神面に大きな影響を受けることは教職員に限らず一般的に考えられることであり、教職員以前の一私人として心のケアを要する状況にあったことは、職務の遂行に該当するか否かにおいて、十分に斟酌されるべき要素であるため、同号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」に該当せず、非開示とした実施機関の判断は妥当といえる。

一方、上記を除く〇〇〇〇高等学校の教職員、教育委員会の本庁職員及びスクールカウンセラー等心理職員の職、氏名及び行動については、職務の遂行と直接の関連を有していることが認められ、同号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

また、教職員個人の電話番号については、同号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」に該当せず、非開示とすることが妥当である。

イ 〇〇〇〇教諭に関する評価等に関する情報について

当該情報について、実施機関は第４の２（１）のとおり、条例第１８条第１項第２号に該当するとして、非開示と判断しているが、当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、同号には該当しないものの、開示することにより、指導、評価等に係る事務に支障が生ずるおそれがある情報と見受けられることから、同項第６号ハの非開示情報への該当性について以下検討する。

当該情報には、〇〇〇〇教諭に対する校長や教頭等の上司の評価や事情聴取によって得られた同僚教職員からの主観的な評価及び印象が記載されている。

このような評価等は開示を前提としておらず、教職員も自身の評価等が開示されることがないとの想定の下に率直な評価等を行っているものと考えられる。

したがって、当該非開示部分を開示することによって、今後他の機関も含め、同種の評価や事情聴取が行われた場合に、回答しようとする教職員が忌憚のない意見を表明することや自己の主観的認識を率直に表現し記載することを躊躇し、評価等が形がい化・空洞化するなどして、必要かつ有益な情報を十分収集できず、結果として、実態の把握や再発防止策等の検討ができなくなり、今後の同様な事務の適正かつ的確な遂行に支障を来す蓋然性が認められる。

よって、〇〇〇〇教諭に関する評価等に関する情報については、同号ハに該当し、非開示とすることが妥当である。

ウ 〇〇〇〇教諭の自死事故への対応方針に係る学校内部での検討等に関する情報について

当該情報について、実施機関は第４の２（２）のとおり、〇〇〇〇教諭の自死事故に関連する事実確認と共に、原因の究明や再発の防止を図るために、

学校が職員から聴取した内容や対応の状況、更には生徒に対する教育的な配慮に関する情報が記録されており、特に原因の究明や再発防止を講ずるためには、個々人の個人的な見解を含め、職員から詳細な情報を得る必要があり、事情聴取の内容等を開示することにより、人に見られることを恐れて発言を躊躇し、調査等に対して十分な協力が得られなくなるなど、正確な情報を収集することが困難となり、原因の究明や再発防止に向けた調査といった学校運営上の円滑な執行に支障が生じるおそれがあることから、条例第18条第1項第6号ハに該当し、非開示と判断したと弁明している。

これに対して、審査請求人は、学校運営が同号の「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務」に該当するか否か慎重に判断されなければならないと主張しているため、同号ハの該当性を以下検討する。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、当該情報のうち、〇〇〇〇教諭の自死事故に関連する事実確認、学校が教職員から聴取した内容及び対応の状況、生徒に対する教育的な配慮に関する情報等が記載されているが、これらの情報は、同号ハに規定する「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務」に該当するとは認められない。

しかしながら、当該情報については、責任者である校長等の管理職はまでも、具体的な教職員の特定につながる情報や開示することを予定していない学校の内部情報を開示することで、〇〇〇〇高等学校に限らず、今後他の事故や不祥事等が発生した際に、正確かつ率直に事実を記録することを躊躇させ、調査に必要なかつ有益な情報を十分収集できず、結果として、実態の把握や再発防止策の検討ができなくなり、今後の学校運営における同様の事務の適正かつ的確な遂行に支障を来す蓋然性が認められることから、同号ハには該当しないものの、同号柱書に該当し、非開示を維持することは妥当である。

一方、当該情報のうち、管理職による遺族対応、本庁に対する事故報告、臨時の職員会議や生徒集会の開催及び生徒や教職員のための一般的な心のケアに関する情報については、同種の事故が起こった場合に取り得る学校側の対応として通常想定することができることであり、開示することによる学校運営上の円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められないことから、開示すべきである。

また、審議過程において、本庁職員から〇〇〇〇高等学校に対する事故対応に関する助言の内容、生徒集会における想定問答の内容、〇〇〇〇教諭の自死により心理面で影響を受けた生徒に関する情報、校内行事の対応方針及び〇〇〇〇高等学校の教職員から聴取した〇〇〇〇教諭との日常会話の内容について、開示することにより具体的にどのような学校運営上の支障が生じるのか、疑義が生じたため当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、次のとおり回答があった。

- ・本庁職員から〇〇〇〇高等学校に対する事故対応に関する助言の内容

職員の自死事案があった場合、学校内の対応については、その事案に応じた柔軟な対応が求められる。よって、職員の自死案件に関する対応内容

を明らかにすることは、今後同種の事案への対応方法が、定型的な対応が存在すると誤認されるおそれがあり、将来、同種の事務において関係者の判断等に影響を及ぼすおそれがあるとともに、事案に応じた柔軟な対応や適切な判断が出来なくなる等、同種の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

- ・生徒集会における想定問答の内容

想定問答を明らかにすることにより、同種の事務における定型的な対応であると誤認され、事案にあった適切な対応が出来なくなる等の関係者の判断に影響を及ぼすおそれがあることから、将来、同種の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

- ・〇〇〇〇教諭の自死により心理面で影響を受けた生徒に関する情報

保健室利用状況や早退等の情報を開示することは、生徒に関する教育的配慮が守られない等、学校運営上、支障が生ずるおそれがある。

- ・校内行事の対応方針

自死事案における対応の一環を明らかにすることは、同種の事案があった場合に、一般的な対応と誤認され、他の手法を取ることができなくなる等、関係者の判断に影響を及ぼすおそれがあることから、将来、同種の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

- ・〇〇〇〇高等学校の教職員から聴取した〇〇〇〇教諭との日常会話の内容

職員から聴取した内容であり、調査内容を公開することは同種の調査事務に支障が生ずるとともに、公開されることをおそれて職員が発言を躊躇する等、正確な情報収集ができなくなるといった今後同種の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

このうち、〇〇〇〇高等学校の教職員から聴取した〇〇〇〇教諭との日常会話の内容については、実施機関からの回答のとおり、その内容にかかわらず、今後同種の事案が発生した際に、公開されることを恐れて職員が発言を躊躇する等、正確な情報収集ができなくなるといった、調査に支障が生ずるおそれが認められることから、条例第18条第1項第6号柱書に該当し、非開示を維持することは妥当である。

また、〇〇〇〇教諭の自死により心理面で影響を受けた生徒に関する情報は、実施機関からの回答のとおり、その内容にかかわらず、生徒が安心して学校生活を送りながら、指導等していく上で、特に教育的配慮を必要とすることから同号ハに該当し、非開示と判断した実施機関の判断は妥当である。

本庁職員から〇〇〇〇高等学校に対する事故対応に関する助言・提案と生徒集会における想定問答の内容及び校内行事の対応方針について、実施機関は定型的な対応であると誤認され、関係者の判断に影響を及ぼすおそれがあると主張している。

そのうち、想定問答の内容について、実施機関の説明に直ちに首肯することはできないが、生徒やその保護者からの質問や問い合わせに対して、遺族

への配慮を前提とし、〇〇〇高等学校として統一的な対応をとる必要性に基づいて作成されたものである。

想定問答の内容は、学校における対応手順等を整理した内部管理情報であり、これらを開示すると〇〇〇高等学校に限らず、今後同種の事故があった際に、保護者対応等における率直かつ実務的な内部検討や学校としての円滑な危機管理対応に支障が生じるおそれがあることから、同号柱書に該当し、想定問答の内容を非開示とすることはやむを得ないとする。

その他については、教職員の自死事故が起こった場合に取り得る学校側の対応として、通常想定される対応もあれば、遺族の意向等の個別の事情により柔軟な対応を要することは校外の人間でも容易に想像できる範囲であり、意思決定に影響を及ぼすほどの誤認を生むとは考えにくい。また、教職員の自死事故直後の校内行事を変更することは、校内の混乱状態を考えればやむを得ないことであり、何ら不自然な点はないことから、一般的な対応と誤認され、他の手法をとることができなくなるとの実施機関の主張は首肯することはできず、これらを非開示とする特段の事情に欠けることから開示すべきである。

エ 〇〇〇高等学校の教職員が作成した〇〇〇〇教諭の自死事故に関する顛末書及び事故についての校長所見（以下「顛末書等」という。）に関する情報について

当該情報について、実施機関は第4の2（1）のとおり、条例第18条第1項第2号に該当するとし、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、顛末書等は、件名、本文、作成日、宛名（顛末書のみ、以下同じ）、作成者の所属、職・氏名及び印影で構成されているが、このうち、件名、作成日、宛名及び作成者の所属には同号の該当性は認められず、開示すべきであることに議論の余地はない。

一方、顛末書の本文、作成者の職・氏名及び印影について、顛末書は〇〇〇〇高等学校に所属する教職員の職務において作成されているものであるが、一般的な行政文書と異なり、顛末書は内容が明かされないことを前提として作成されるという性質上、顛末書の本文には作成者の一個人としての内面性が含まれており、同号ただし書ハに該当するとは言い難く、これらの情報を開示することにより作成者の権利利益を損なうおそれがあると認められることから、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

校長所見の本文は、同様の理由により非開示が妥当であるが、作成者の職・氏名及び印影については、顛末書と異なり、件名を開示することに伴って、作成者が〇〇〇高等学校の校長であることが明らかになることから、開示とすることが妥当であるものの、本件行政文書では、氏名が自筆で記載されている。自筆で書かれた氏名は、職務遂行に関連して本件行政文書に記載されたものではあるが、個人の筆跡という固有の特徴を含む情報であり、通常の活字による表記とは性質を異にするものであるから、職務遂行情報として当然に開示されるものとは認められず、同号ただし書ハに規定する職務遂行情報

に該当するとまでは言い難く、非開示とすることが妥当である。

したがって、顛末書等の一部については、同号の非開示情報に該当するとした実施機関の説明は首肯できるものである。

また、当該情報には、同号だけでなく、開示することにより、学校運営の円滑な執行及び人事管理に係る事務に支障が生ずるおそれがあると認められる情報が見受けられることから、同項第6号柱書及びホの非開示情報の該当性についても以下検討する。

顛末書等に記載されている情報について、当該情報がありのまま開示されることになれば、今後他の事故や不祥事等が発生した場合に、率直に顛末書等を作成することを躊躇し、形がよい化を招くおそれがあることから、必要かつ有益な情報を十分収集できず、結果として、実態の把握や再発防止策等の検討ができなくなり、今後の学校運営における同様の事務の適正かつ的確な遂行に支障を来す蓋然性が認められると同時に、公正に職員の処分を下すことも難しくなり、公正かつ円滑な人事管理の遂行に支障を来すおそれが生じると認められる。

したがって、顛末書の本文及び作成者の特定につながるその他の情報については、作成者が〇〇〇〇教諭と同じ〇〇〇〇高等学校に所属していることは審査請求人が知り得る情報であるが、条例第18条第1項第6号柱書及びホにも該当し、非開示とすべきである。また、校長所見の本文に関しても、同号柱書及びホにも該当し、非開示とすべきである。

(4) 非開示情報の適用条項について

非開示情報の適用条項について、第5の3(3)のとおり、当審査会において本件処分とは異なる条例第18条第1項第6号柱書及び同号ホを適用するに当たり、実施機関に対して意見を求めた。実施機関からは次のとおり回答があった。

当方で第18条第1項第6号ハ等に該当するとしたものには、今後職員の自死事案への対応方法に、定型的な対応が存在すると誤認されるおそれがあり、事案に応じた柔軟な対応や適切な判断が出来なくなるものをはじめ、職員への事情聴取内容等、公開されることをおそれて職員が発言を躊躇する等、正確な情報収集ができなくなるといった、同種の調査事務に支障が生ずるものが含まれております。さらに、個別の職員の勤務状況に対する管理職の受けとめに関する内容等が含まれることから、人事管理事務において、どのような資料が人事管理事務に活用されているか等、これらを開示することにより今後の人事管理に支障が生ずるおそれがある内容も含まれていると考えます。

よって、当方で開示しないこととした箇所の一部には、県が行う事務事業に関する情報をはじめ、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報が含まれており、多岐にわたる同種の事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとともに、人事管理に関する内容も含まれていることから、第6号柱書及

び第6号ホに該当するものもあると考えます。

同様に、審査請求人に対しても意見を求めたところ、次のとおり回答があった。

開示しないこととされた箇所の一部について、開示されることによって当該事務事業を実施する目的等が失われるとはいえず、特定の者に不利益を与えるおそれがあるともいえず、その他事務事業の目的を達成できず、公正な執行等に支障が生ずるおそれがあるともいえないから、旧条例18条1項6号柱書には該当しない。

また、開示しないこととされた箇所の一部について、職員の勤務評定等、職員の任免・懲戒等といった人事管理に関する情報とはいえないものもあるから、旧条例18条1項6号ホにも該当しない。

したがって、審査請求には理由がある。

以上の意見を踏まえ、非開示情報の適用条項に関する検討を行い、下記4の結論に至った。

4 結論

当審査会は、上記のとおり上記3を踏まえ、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(1)	1	・ 6 行目 3 7 文字目から 3 9 文字目まで	○
		・ 7 行目 1 7 文字目から 2 0 文字目まで	
		・ 1 2 行目 6 文字目から 1 9 文字目まで	○
		・ 1 7 行目から 1 8 行目 9 文字目まで	○
		・ 1 8 行目 1 0 文字目から 1 5 文字目まで	
		・ 1 8 行目 1 6 文字目から 1 8 文字目まで	○
		・ 1 8 行目 1 9 文字目から 2 1 文字目まで	
		・ 1 8 行目 2 2 文字目から 2 5 文字目まで	○
		・ 1 9 行目 2 8 文字目から 3 9 文字目まで	
(2)	1	・ 1 0 行目 6 文字目から 1 9 文字目まで	○
		・ 1 5 行目から 1 6 行目 9 文字目まで	○
		・ 1 6 行目 1 0 文字目から 1 5 文字目まで	
		・ 1 6 行目 1 6 文字目から 1 8 文字目まで	○
		・ 1 6 行目 1 9 文字目から 2 1 文字目まで	
		・ 1 6 行目 2 2 文字目から 2 5 文字目まで	○
		・ 2 5 行目 1 文字目から 5 文字目まで	○
		・ 2 5 行目 6 文字目から 7 文字目まで	
		・ 2 5 行目 8 文字目から 3 8 文字目まで	○
		・ 2 6 行目 1 文字目から 5 文字目まで	○
		・ 2 6 行目 6 文字目から 1 4 文字目まで	
		・ 2 6 行目 1 5 文字目から 3 4 文字目まで	○
		・ 2 7 行目から 3 1 行目まで全て	
	2	・ 1 行目全て	
(3)	1	・ 2 行目から 3 行目 2 4 文字目まで	
		・ 4 行目から 6 行目まで全て	
		・ 1 2 行目全て	○
		・ 1 3 行目全て	
		・ 1 4 行目 1 文字目から 5 文字目まで	○
		・ 1 4 行目 6 文字目から 7 文字目まで	
		・ 1 4 行目 8 文字目から 2 9 文字目まで	○
		・ 1 4 行目 3 0 文字目から 3 2 文字目まで	
		・ 1 5 行目 1 文字目から 5 文字目まで	○
		・ 1 5 行目 6 文字目から 1 3 文字目まで	
		・ 1 5 行目 1 4 文字目から 2 8 文字目まで	○
		・ 1 5 行目 2 9 文字目から 3 7 文字目まで	
		・ 1 6 行目から 2 0 行目まで全て	
		・ 2 3 行目から 2 9 行目まで全て	

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(3)	2	・ 1 行目から 2 行目まで全て	
		・ 5 行目から 7 行目まで全て	
		・ 1 0 行目から 1 3 行目まで全て	
		・ 1 4 行目 9 文字目と 1 0 文字目の間の空白	
		・ 1 4 行目 1 6 文字目と 1 7 文字目の間の空白	
		・ 1 4 行目 2 3 文字目と 2 4 文字目の間の空白	
		・ 1 4 行目 2 7 文字目と 2 8 文字目の間の空白	
		・ 1 4 行目 3 1 文字目と 3 2 文字目の間の空白	
		・ 1 5 行目から 1 9 行目まで全て	
		・ 2 5 行目から 2 7 行目まで全て	
		・ 3 1 行目から 3 2 行目 1 7 文字目まで	
		・ 3 2 行目 2 3 文字目と 2 4 文字目の間の空白	
		・ 3 2 行目 2 7 文字目と 2 8 文字目の間の空白	
		・ 3 5 行目から 3 6 行目 6 文字目まで	
		・ 3 6 行目 1 3 文字目から 2 7 文字目まで	
	3	・ 5 行目から 6 行目まで全て	
(4)	1	・ 1 5 行目 3 3 文字目から 3 5 文字目まで	○
		・ 1 6 行目 3 4 文字目から 1 7 行目 3 文字目まで	○
		・ 1 8 行目 2 文字目から 1 5 文字目まで	○
		・ 1 8 行目 2 7 文字目から 4 1 文字目まで	○
		・ 2 1 行目 2 7 文字目から 4 0 文字目まで	○
		・ 2 9 行目 2 4 文字目から 3 0 行目まで全て	○
		・ 3 2 行目 3 0 文字目から 3 3 行目まで全て	○
	2	・ 6 行目から 7 行目 1 0 文字目まで	○
		・ 7 行目 1 1 文字目から 1 7 文字目まで	
		・ 7 行目 1 8 文字目から 1 9 文字目まで	○
		・ 7 行目 2 0 文字目から 2 2 文字目まで	
		・ 7 行目 2 3 文字目から 8 行目 1 0 文字目まで	○
		・ 8 行目 1 1 文字目から 1 7 文字目まで	
		・ 8 行目 1 8 文字目から 9 行目 1 9 文字目まで	○
		・ 9 行目 2 0 文字目から 2 1 文字目まで	
		・ 9 行目 2 2 文字目から 1 1 行目 3 0 文字目まで	○
		・ 1 1 行目 3 1 文字目から 1 2 行目 1 6 文字目まで	
		・ 1 2 行目 1 7 文字目から 1 3 行目 6 文字目まで	○
		・ 1 3 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで	
		・ 1 3 行目 1 2 文字目から 1 5 行目 6 文字目まで	○
		・ 1 5 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで	
		・ 1 5 行目 1 2 文字目から 1 7 行目 6 文字目まで	○

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(4)	2	・ 17行目7文字目から8文字目まで	
		・ 17行目9文字目から15文字目まで	○
		・ 17行目16文字目から21文字目まで	
		・ 17行目22文字目から18行目41文字目まで	○
		・ 18行目42文字目から19行目11文字目まで	
		・ 19行目12文字目から23行目6文字目まで	○
		・ 23行目7文字目から12文字目まで	
		・ 23行目13文字目	○
		・ 23行目14文字目から15文字目まで	
		・ 23行目16文字目から35文字目まで	○
		・ 25行目から35行目まで全て	
		・ 37行目から39行目まで全て	
	3	・ 1行目から3行目18文字目まで	
		・ 3行目25文字目から41文字目まで	
		・ 4行目3文字目から21文字目まで	
		・ 7行目全て	
		・ 13行目全て	○
		・ 17行目1文字目から8文字目まで	○
		・ 17行目9文字目から14文字目まで	
		・ 17行目15文字目から18行目34文字目まで	○
		・ 18行目35文字目から36文字目まで	
		・ 18行目37文字目から41文字目まで	○
		・ 19行目1文字目から9文字目まで	
		・ 19行目10文字目から21行目まで全て	○
		・ 24行目1文字目から6文字目まで	
		・ 24行目7文字目から26行目17文字目まで	○
		・ 26行目18文字目から19文字目まで	
		・ 26行目20文字目から40文字目まで	○
		・ 31行目2文字目から3文字目まで	
(5)	1	・ 15行目33文字目から35文字目まで	○
		・ 16行目34文字目から17行目3文字目まで	○
		・ 18行目2文字目から15文字目まで	○
		・ 18行目27文字目から41文字目まで	○
		・ 21行目27文字目から40文字目まで	○
		・ 29行目24文字目から30行目まで全て	○
		・ 32行目30文字目から33行目まで全て	○
	2	・ 5行目から6行目10文字目まで	○
		・ 6行目11文字目から17文字目まで	

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(5)	2	・ 6 行目 1 8 文字目から 1 9 文字目まで	○
		・ 6 行目 2 0 文字目から 2 2 文字目まで	
		・ 6 行目 2 3 文字目から 7 行目 1 0 文字目まで	○
		・ 7 行目 1 1 文字目から 1 7 文字目まで	
		・ 7 行目 1 8 文字目から 8 行目 1 9 文字目まで	○
		・ 8 行目 2 0 文字目から 2 1 文字目まで	
		・ 8 行目 2 2 文字目から 1 0 行目 3 0 文字目まで	○
		・ 1 0 行目 3 1 文字目から 1 1 行目 1 6 文字目まで	
		・ 1 1 行目 1 7 文字目から 1 2 行目 6 文字目まで	○
		・ 1 2 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで	
		・ 1 2 行目 1 2 文字目から 1 4 行目 6 文字目まで	○
		・ 1 4 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで	
		・ 1 4 行目 1 2 文字目から 1 6 行目 6 文字目まで	○
		・ 1 6 行目 7 文字目から 8 文字目まで	
		・ 1 6 行目 9 文字目から 1 5 文字目まで	○
		・ 1 6 行目 1 6 文字目から 2 1 文字目まで	
		・ 1 6 行目 2 2 文字目から 1 7 行目 4 1 文字目まで	○
		・ 1 7 行目 4 2 文字目から 1 8 行目 1 1 文字目まで	
		・ 1 8 行目 1 2 文字目から 2 2 行目 6 文字目まで	○
		・ 2 2 行目 7 文字目から 1 2 文字目まで	
		・ 2 2 行目 1 3 文字目	○
		・ 2 2 行目 1 4 文字目から 1 5 文字目まで	
		・ 2 2 行目 1 6 文字目から 3 5 文字目まで	○
		・ 2 4 行目から 3 4 行目まで全て	
		・ 3 6 行目から 4 0 行目まで全て	
	3	・ 1 行目 1 文字目から 1 8 文字目まで	
		・ 1 行目 2 5 文字目から 4 1 文字目まで	
		・ 2 行目 3 文字目から 2 1 文字目まで	
		・ 5 行目全て	
		・ 1 1 行目全て	○
		・ 1 5 行目 1 文字目から 8 文字目まで	○
		・ 1 5 行目 9 文字目から 1 4 文字目まで	
		・ 1 5 行目 1 5 文字目から 1 6 行目 3 4 文字目まで	○
		・ 1 6 行目 3 5 文字目から 3 6 文字目まで	
		・ 1 6 行目 3 7 文字目から 4 1 文字目まで	○
		・ 1 7 行目 1 文字目から 9 文字目まで	
		・ 1 7 行目 1 0 文字目から 1 9 行目まで全て	○
		・ 2 2 行目 1 文字目から 6 文字目まで	

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(5)	3	・ 22行目7文字目から24行目17文字目まで	○
		・ 24行目18文字目から19文字目まで	
		・ 24行目20文字目から40文字目まで	○
		・ 29行目2文字目から3文字目まで	
(6)	1	・ 14行目31文字目から33文字目まで	○
		・ 15行目32文字目から42文字目まで	○
		・ 16行目40文字目から17行目12文字目まで	○
		・ 17行目24文字目から37文字目まで	○
		・ 20行目27文字目から40文字目まで	○
		・ 28行目24文字目から29行目まで全て	○
		・ 31行目32文字目から32行目まで全て	○
	2	・ 5行目から6行目10文字目まで	○
		・ 6行目11文字目から17文字目まで	
		・ 6行目18文字目から19文字目まで	○
		・ 6行目20文字目から22文字目まで	
		・ 6行目23文字目から35文字目まで	○
		・ 7行目1文字目から10文字目まで	○
		・ 7行目11文字目から17文字目まで	
		・ 7行目18文字目から37文字目まで	○
		・ 8行目1文字目から19文字目まで	○
		・ 8行目20文字目から21文字目まで	
		・ 8行目22文字目から10行目30文字目まで	○
		・ 10行目31文字目から11行目16文字目まで	
		・ 11行目17文字目から12行目6文字目まで	○
		・ 12行目7文字目から11文字目まで	
		・ 12行目12文字目から14行目6文字目まで	○
		・ 14行目7文字目から11文字目まで	
		・ 14行目12文字目から16行目6文字目まで	○
		・ 16行目7文字目から8文字目まで	
		・ 16行目9文字目から16文字目まで	○
		・ 16行目17文字目から22文字目まで	
		・ 16行目23文字目から17行目42文字目まで	○
		・ 17行目43文字目から18行目11文字目まで	
		・ 18行目12文字目から22行目6文字目まで	○
		・ 22行目7文字目から12文字目まで	
		・ 22行目13文字目	○
		・ 22行目14文字目から15文字目まで	
		・ 22行目16文字目から35文字目まで	○

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(6)	2	・ 24行目から34行目まで全て	
		・ 37行目から41行目まで全て	
	3	・ 1行目1文字目から29文字目まで	
		・ 1行目36文字目から2行目10文字目まで	
		・ 2行目13文字目から31文字目まで	
		・ 6行目全て	
		・ 11行目から18行目6文字目まで	
		・ 18行目9文字目から22行目6文字目まで	
		・ 23行目から26行目まで全て	
		・ 28行目から29行目6文字目まで	
		・ 32行目全て	
		・ 34行目から41行目6文字目まで	
		・ 41行目9文字目から42行目まで全て	
	4	・ 1行目1文字目から24文字目まで	
		・ 1行目27文字目から5行目まで	
		・ 8行目から9行目6文字目まで	
		・ 9行目9文字目から23文字目まで	
		・ 11行目全て	○
		・ 15行目1文字目から8文字目まで	○
		・ 15行目9文字目から14文字目まで	
		・ 15行目15文字目から16行目35文字目まで	○
		・ 16行目36文字目から37文字目まで	
		・ 16行目38文字目から17行目1文字目まで	○
		・ 17行目2文字目から10文字目まで	
		・ 17行目11文字目から19行目まで全て	○
		・ 22行目1文字目から6文字目まで	
		・ 22行目7文字目から24行目16文字目まで	○
		・ 24行目17文字目から18文字目まで	
		・ 24行目19文字目から39文字目まで	○
		・ 29行目2文字目から3文字目まで	
	5	・ 1行目全て	
	9	・ 19行目から21行目まで全て	
	10	・ 1行目全て	
		・ 11行目全て	
		・ 12行目1文字目から11文字目まで	
		・ 12行目印影	
(14)	1	・ 5行目39文字目から6行目29文字目まで	
		・ 8行目26文字目から9行目24文字目まで	

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(14)	1	・ 17行目から18行目1文字目まで	
		・ 18行目3文字目から6文字目まで	
		・ 18行目7文字目から20行目24文字目まで	○
		・ 20行目25文字目から21行目まで全て	
		・ 22行目2文字目から3文字目まで	
		・ 22行目4文字目から39文字目まで	○
	2	・ 1行目40文字目から2行目11文字目まで	○
		・ 6行目8文字目から26文字目まで	
		・ 9行目2文字目から3文字目まで	
		・ 9行目4文字目から35文字目まで	○
		・ 9行目36文字目から10行目8文字目まで	
		・ 10行目9文字目から18文字目まで	○
		・ 10行目19文字目から11行目4文字目まで	
		・ 11行目5文字目から12行目まで全て	○
		・ 15行目14文字目から25文字目まで	
		・ 15行目28文字目から29文字目まで	
		・ 20行目2文字目から3文字目まで	
		・ 20行目4文字目から21行目24文字目まで	○
		・ 21行目25文字目から26文字目まで	
		・ 21行目27文字目から22行目まで全て	○
		・ 23行目2文字目から3文字目まで	
		・ 23行目4文字目から15文字目まで	○
		・ 23行目16文字目から29文字目まで	
		・ 23行目30文字目から24行目20文字目まで	○
		・ 24行目21文字目から22文字目まで	
		・ 24行目23文字目から25行目8文字目まで	○
		・ 25行目9文字目から30文字目まで	
		・ 25行目31文字目から26行目まで全て	○
		・ 27行目1文字目から2文字目まで	
		・ 27行目3文字目から14文字目まで	○
	3	・ 6行目10文字目から24文字目まで	○
		・ 12行目23文字目から26文字目まで	
		・ 12行目27文字目から13行目まで全て	○
		・ 15行目37文字目から16行目29文字目まで	
		・ 22行目15文字目から19文字目まで	
		・ 28行目40文字目から29行目まで全て	
		・ 34行目1文字目から27文字目まで	
	4	・ 3行目から20行目まで全て	

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(14)	4	・ 29行目24文字目から30行目9文字目まで	
		・ 34行目2文字目から17文字目まで	○
		・ 34行目18文字目から21文字目まで	
		・ 34行目22文字目	○
		・ 34行目23文字目から29文字目まで	
		・ 34行目30文字目から35文字目まで	○
	5	・ 8行目6文字目から38文字目まで	○
		・ 20行目27文字目から29文字目まで	○
		・ 21行目28文字目から37文字目まで	○
		・ 22行目36文字目から23行目7文字目まで	○
		・ 23行目19文字目から36文字目まで	○
		・ 26行目27文字目から40文字目まで	○
	6	・ 2行目21文字目から31文字目まで	
		・ 4行目2文字目から5行目まで全て	
		・ 8行目2文字目から9行目まで全て	
		・ 10行目から12行目33文字目まで	○
		・ 12行目34文字目から16行目全て	
		・ 17行目2文字目から3文字目まで	
		・ 17行目4文字目から5文字目まで	○
		・ 17行目6文字目から11文字目まで	
		・ 17行目12文字目から32文字目まで	○
		・ 17行目33文字目から36文字目まで	
		・ 17行目37文字目から18行目まで全て	○
		・ 31行目16文字目から32行目3文字目まで	
	7	・ 5行目10文字目から23文字目まで	○
		・ 8行目7文字目から14文字目まで	
		・ 13行目2文字目から21文字目まで	
		・ 17行目11文字目から26文字目まで	
		・ 17行目29文字目から30文字目まで	
		・ 22行目25文字目から33文字目まで	○
		・ 24行目から26行目6文字目まで	○
		・ 26行目7文字目から22文字目まで	
		・ 26行目23文字目から32文字目まで	○
		・ 26行目33文字目から34文字目まで	
		・ 26行目35文字目から27行目24文字目まで	○
		・ 27行目25文字目から26文字目まで	
		・ 28行目全て	○
		・ 29行目2文字目から7文字目まで	

本件行政 文書	ページ	開示すべき部分	実施機関が開示 と判断した部分
(14)	7	・ 29行目8文字目から20文字目まで	○
		・ 29行目21文字目から31文字目まで	
		・ 29行目32文字目から30行目まで全て	○
		・ 31行目2文字目から6文字目まで	○
		・ 31行目7文字目から8文字目まで	
		・ 31行目9文字目から25文字目まで	○
		・ 31行目26文字目から27文字目まで	
		・ 31行目28文字目から38文字目まで	○
		・ 33行目26文字目から31文字目まで	○
		・ 34行目17文字目から35行目3文字目まで	
	8	・ 1行目から8行目まで全て	
		・ 12行目34文字目から13行目4文字目まで	
		・ 30行目2文字目から3文字目まで	
		・ 30行目4文字目から32行目まで全て	○
		・ 35行目全て	
	9	・ 4行目全て	
		・ 11行目29文字目から39文字目まで	
		・ 19行目15文字目から20行目まで全て	
		・ 28行目全て	
		・ 33行目から36行目まで全て	
	10	・ 1行目から15行目3文字目まで	
		・ 16行目から21行目まで全て	
	11	・ 6行目32文字目から7行目まで全て	
		・ 8行目20文字目から28文字目まで	
		・ 11行目2文字目から18文字目まで	○
		・ 11行目19文字目から32文字目まで	
		・ 11行目33文字目から37文字目まで	○

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月15日	○諮問を受けた（諮問乙第110号）。
令和7年7月31日 （第298回審査会）	○事案の審議を行った。
令和7年10月1日 （第300回審査会）	○事案の審議を行った。
令和7年10月29日 （第301回審査会）	○事案の審議を行った。
令和7年11月27日 （第302回審査会）	○事案の審議を行った。
令和7年12月24日 （第303回審査会）	○事案の審議を行った。
令和8年1月26日 （第304回審査会）	○事案の審議を行った。
令和8年2月24日 （第305回審査会）	○事案の審議を行った。
令和8年3月17日 （第306回審査会）	○事案の審議を行った。
令和8年4月16日 （第307回審査会）	○事案の審議を行った。
令和8年5月15日 （第308回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和8年8月18日現在)

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐 藤 英 世	東北学院大学名誉教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
中 田 孝 司	弁護士	
吉 田 大 輔	弁護士	会長

(五十音順)